

登園許可証

社会福祉法人 打越保育園

この書類は医師の診察の結果、以下の感染症に当てはまる時に < 医師 > が 記入し、切り取らずこの用紙のままで登園の際に保育士に渡してください。

※登園停止期間の説明 例：「解熱後3日」、という意味は解熱した日を含まず翌日から3日間のことです。

感染症名	潜伏期(日)	感染力のある期間	※ 登園停止期間
麻疹	8～12	発熱出現1、2日前から発疹出現後の4日間	解熱後3日を経過するまで
風疹	16～18	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	14～16	発疹の出現する1、2日前からすべての発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	2年以内	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14	発熱、充血等症状が出現した数日間（急性期の最初の数日が感染力強い）	主要症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失して2日を経過するまで
流行性角結膜炎 (はやりめ)	2～14	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消え医師により感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	1～3	ウイルス排出は呼吸器から1、2週間、便からは数週間から数か月	医師により感染の恐れがなくなったと認めるまで
百日咳	7～10	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後、3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (ペロ毒素を産生) O157・O26	3～4	便中に菌を排出している間	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し2回の検便で陰性が確認されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内		医師により感染の恐れがなくなったと認めるまで

組 _____ 氏名 _____

病名 _____ 発病月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

治癒したので _____ 月 _____ 日 () より登園を許可します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____

主治医 _____ (印)